

21文科生第6175号
平成21年4月30日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
文部科学省が所管する関係独立行政法人の長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省生涯学習政策局長

清水 潔

(印影印刷)

図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を
改正する省令等の施行について（通知）

このたび、「図書館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第21号）が、別添1のとおり平成21年4月30日に公布され、22年4月1日から施行されることになりました（一部24年4月1日施行）。

また、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第22号）及び「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第20号）も同日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。

改正の概要及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理をお願いします。

なお、これらの省令改正に伴い、社会教育主事の講習及び司書の講習において修得すべき科目に相当する学修並びに学芸員資格認定の試験認定の試験科目において試験を免除する学修の指定に関する告示についても、おって改正を行う予定であることを申し添えます。

司書及び学芸員の養成に当たる大学等においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、今後の司書及び学芸員の養成に係る教育内容・教育方法の一層の改善・充実に努めるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

改正した省令の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ(www.mext.go.jp)に掲載していますので、御参照ください。

記

I 図書館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年2月これからの図書館の在り方検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、社会教育施設の中でも利用度の高い「地域の知の拠点」としての図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における司書養成課程及び司書講習における養成科目の改善・充実に努める。

2 改正内容

(1) 図書館に関する科目及び単位数について

- ① 図書館に関する科目及び単位数を省令に新たに規定したこと。（第1条第1項関係）
- ② 図書館に関する科目及び単位数を整備し、司書となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。（第1条第1項の表関係）

甲群 (必修)	生涯学習概論	2単位
	図書館概論	2単位
	図書館制度・経営論	2単位
	図書館情報技術論	2単位
	図書館サービス概論	2単位
	情報サービス論	2単位
	児童サービス論	2単位

	情報サービス演習	2 単位
	図書館情報資源概論	2 単位
	情報資源組織論	2 単位
	情報資源組織演習	2 単位
乙群 (2 科目選択)	図書館基礎特論	1 単位
	図書館サービス特論	1 単位
	図書館情報資源特論	1 単位
	図書・図書館史	1 単位
	図書館施設論	1 単位
	図書館総合演習	1 単位
	図書館実習	1 単位

- ③ 司書の資格の取得を希望する者が、図書館に関する科目の一部を他大学や司書講習において既に修得している場合には、大学の裁量により代替できることを規定したこと。(第1条第2項関係)
- ④ 各科目のねらい・内容については、別添2(「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」別紙2)を参考にされたい。

(2) 講習の単位の計算方法

- ① 司書及び司書補の講習における単位の計算方法の整備を行ったこと。(第7条関係)

(3) 講習の委嘱

- ① 文部科学大臣が大学に司書及び司書補の講習を委嘱する要件について規定の整備を図ったこと。(第10条関係)

(4) 施行期日及び経過措置について(附則関係)

- ① この省令は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、新たな図書館に関する科目(13科目24単位)の施行及び科目・単位数の増加に関連する規定については24年4月1日から施行すること。
- ② 平成22年4月1日から24年3月31日までは図書館に関する科目を次のとおりとすること。

甲群 (必修)	生涯学習概論	1 単位
	図書館概論	2 単位
	図書館経営論	1 単位
	図書館サービス論	2 単位

	情報サービス概説	2 単位
	児童サービス論	1 単位
	レファレンスサービス演習	1 単位
	情報検索演習	1 単位
	図書館資料論	2 単位
	専門資料論	1 単位
	資料組織概説	2 単位
	資料組織演習	2 単位
乙群 (2 科目選択)	図書及び図書館史	1 単位
	資料特論	1 単位
	コミュニケーション論	1 単位
	情報機器論	1 単位
	図書館特論	1 単位

- ③ 平成22年4月1日前に図書館に関する科目を修得した者は、22年4月1日以降も図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなすこと。
- ④ 平成22年4月1日から24年3月31日までに、経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者については、24年4月1日以後も図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑤ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者は、新科目の司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑥ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなすこと。ただし、経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者が新科目の「図書館情報資源特論」を修得した場合はこの限りでないこと。

新 科 目		経 過 科 目	
生涯学習概論	2 単位	生涯学習概論	1 単位
図書館概論	2 単位	図書館概論	2 単位
図書館制度・経営論	2 単位	図書館経営論	1 単位
図書館サービス概論	2 単位	図書館サービス論	2 単位
情報サービス論	2 単位	情報サービス概説	2 単位

児童サービス論	2単位	児童サービス論	1単位
情報サービス演習	2単位	レファレンスサービス演習	1単位
		情報検索演習	1単位
図書館情報資源概論	2単位	図書館資料論	2単位
情報資源組織論	2単位	資料組織概説	2単位
情報資源組織演習	2単位	資料組織演習	2単位
図書館情報資源特論	1単位	専門資料論	1単位

- ⑦ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなすこと。
- ⑧ 平成22年4月1日以後に附則第6項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなすこと。
- ⑨ 平成22年4月1日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。
- ⑩ 既に司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例によること。
- ⑪ 平成24年4月1日前に司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第8項及び第9項の規定を準用すること。

II 博物館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」（平成21年2月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、人々の知的関心に応える「地域文化の中核的拠点」としての博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図る。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、学芸員資格認定の受験資格等について、所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 博物館に関する科目及び単位数について

- ① 大学における博物館に関する科目及び単位数を整備し、学芸員となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。(第1条の表関係)

生涯学習概論	2単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	2単位
博物館資料論	2単位
博物館資料保存論	2単位
博物館展示論	2単位
博物館教育論	2単位
博物館情報・メディア論	2単位
博物館実習	3単位

- ② 改正前の博物館学や博物館学各論といった統合科目の規定を削除したこと。
③ 各科目のねらい・内容については、別添3(「学芸員養成の充実方策について(第2次報告書)」別紙2)を参考にされたい。
④ 博物館実習に関する規定を独立させたこと。また、博物館実習における事前及び事後の指導の単位数を削除したこと。(第2条第1項及び第2項関係)

(2) 試験認定における受験資格について

- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者で学芸員補の職(博物館法第5条に規定する職を含む。以下同じ。)にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。(第5条第2号関係)
② 教育職員の普通免許状を有し、教育職員の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。(第5条第3号関係)
③ 学芸員補の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「5年」以上から「4年」以上に短縮したこと。(第5条第4号関係)
④ 受験要件としての学歴に、専門学校4年制課程の修了者等が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。(第25条～第29条関係)

(3) 試験認定における試験科目について

- ① 試験認定における試験科目を次のとおりとしたこと。(第6条第3項関係)

試験科目		試験認定の必要科目
必須科目	生涯学習概論 博物館概論	左記科目の全科目

	博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論	
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物 理 化 学 生物学 地 学	左記科目のうちから受験者の選択する 2科目

② 改正前の博物館学に課せられていた口述試験を廃止したこと。

(4) 審査認定の名称及び受験資格について

① 「無試験認定」の名称を「審査認定」に改めたこと。(第9条関係)

② 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要としたこと。(第9条第1号関係)

※ 「学芸員補の職」には、博物館相当施設、教育委員会、学校及び社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職並びに社会教育主事及び司書が含まれる。

③ 大学において博物館に関する科目に関し2年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要とし、生涯学習概論の担当者を対象から除いたこと。(第9条第2号関係)

④ 学芸員補の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験を、学歴に応じて、次のとおり区分したこと。(第9条第3号関係)

(i) 学士の学位を有する者は、4年以上の学芸員補の職

(ii) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者は、6年以上の学芸員補の職

(iii) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者は、8年以上の学芸員補の職

(iv) 上記以外の者は、11年以上の学芸員補の職

- ⑤ 受験要件としての学歴に、海外における相当の学歴が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。(第25条～第29条関係)

(5) 学芸員資格認定の合格者について

- ① 試験科目の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について免除を受けた者を含む。)を「筆記試験合格者」としたこと。

また、筆記試験合格者が、1年間学芸員補の職を経験し、文部科学大臣が認定した者を「試験認定合格者」と位置づけたこと(第12条第1項関係)。

- ② 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書を文部科学大臣に提出することとしたこと(第12条第2項関係)。
③ 「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」としたこと(第13条関係)。

(6) 学芸員資格認定の受験の手続について

- ① 受験手続の際の提出書類等について所要の整備を行ったこと(第11条関係)。

(7) 学芸員資格認定の手数料について

- ① 試験認定の試験科目の全部を免除する者について、800円の手数料を納付することとしたこと(第16条関係)。

(8) 学芸員資格認定に関する別記様式について

- ① 「試験認定合格申請書」、「筆記試験合格証書」及び「筆記試験合格証明書」の様式を新たに定めるなど、所要の整備を行ったこと。

(9) 施行期日及び経過措置について(附則関係)

- ① この省令は、平成24年4月1日から施行すること。
② この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則(以下「旧規則」という。)第一条に規定する博物館に関する科目(以下「旧科目」という。)の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則(以下「新規則」という。)第一条に規定する博物館に関する科目(以下「新科目」という。)の単位の全部を修得したものとみなすこと。
③ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなすこと。
④ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当

する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

新 科 目		旧 科 目	
生涯学習概論	2 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館概論	2 単位	博物館概論	2 単位
博物館経営論	2 単位	博物館経営論	1 単位
博物館資料論	2 単位	博物館資料論	2 単位
博物館教育論	2 単位	教育学概論	1 単位
博物館情報・メディア論	2 単位	博物館情報論	1 単位
		視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館実習	3 単位	博物館実習	3 単位
博物館概論	2 単位	博物館学	6 単位
博物館経営論	2 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館資料論	2 単位		
博物館情報・メディア論	2 単位		
博物館経営論	2 単位	博物館学各論	4 単位
博物館資料論	2 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館情報・メディア論	2 単位		

- ⑤ 次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する新科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

旧 科 目		新 科 目	
生涯学習概論	1 単位	生涯学習概論	2 単位
博物館概論	2 単位	博物館概論	2 単位
博物館経営論	1 単位	博物館経営論	2 単位
博物館資料論	2 単位	博物館資料論	2 単位
博物館情報論	1 単位	博物館情報・メディア論	2 単位
視聴覚教育メディア論	1 単位		
博物館実習	3 単位	博物館実習	3 単位
博物館学	6 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	2 単位
		博物館資料論	2 単位
博物館学	6 単位	博物館概論	2 単位
視聴覚教育メディア論	1 単位	博物館経営論	2 単位
		博物館資料論	2 単位
		博物館情報・メディア論	2 単位
博物館学各論	4 単位	博物館経営論	2 単位
		博物館資料論	2 単位

博物館学各論	4 単位	博物館経営論	2 単位
視聴覚教育メディア論	1 単位	博物館資料論	2 単位
		博物館情報・メディア論	2 単位

- ⑥ この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目の全部に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目の全部に合格したものとみなすこと。
- ⑦ この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したとみなすこと。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論
博物館学 視聴覚教育メディア論	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史
考古学	考古学
民俗学	民俗学
自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

Ⅲ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

1 概要・改正内容

図書館法施行規則及び博物館法施行規則の改正に合わせ、条文整理を行うとともに、社会教育主事の講習における単位の計算方法の整備を行う。

Ⅳ 留意事項

1 共通事項

- (1) 司書養成課程または学芸員養成課程を有する大学等においては、司書または学芸員の専門的な知識・技術の向上の観点から、専門の研究分野に関する科目の充実に努めるとともに、法定科目・単位にとどまらない多様な内容の科目の開講や創造的なカリキュラムの構築に努めること。
- (2) 大学において開講する科目名については、省令上の科目名ではなくても差し支えないこと。また、科目のねらい・内容（別添2・3）を網羅しているのであれば、大学の事情により、科目を統合・分割することも差し支えないが、適切ではない科目の読み替えは厳に慎むこと。
- (3) 複数の学部等で司書養成課程または学芸員養成課程を有している大学等においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して司書または学芸員養成の体系化を図ることが望ましいこと。
- (4) 司書養成課程を有する大学等においては、従前どおり「図書館に関する科目」に係る所要の専任教員を配置するよう努めること。また、学芸員養成課程を有する大学等においては、「博物館に関する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めること。
- (5) 司書及び学芸員は、それぞれ図書館法第4条及び博物館法第4条に基づく図書館及び博物館に置かれる専門的職員であることにかんがみ、図書館及び博物館の設置者においては、専門的職員にふさわしい処遇となるよう配慮すること。
- (6) 大学において司書または学芸員の資格を取得した場合には、学生等の就職等の便宜や必要性を考慮して、各大学において修了証書又は資格取得証明書を発行するよう配慮すること。

なお、複数の大学等で単位を修得し、資格を取得した者については、「司書資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第47号・社会教育局長通知）及び「学芸員資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第48号・社会教育局長通知）を廃止し、今後は文部科学省において資格証明書を発行する予定であること。

2 図書館法施行規則に関する留意事項

- (1) 図書館に関する科目は、講義科目については1単位あたり15時間、演習科目については1単位あたり30時間を想定しているため、大学が科目を開講する際には必要な時間数を確保することに努めること。
- (2) 図書館に関する科目のうち乙群の科目については、大学の事情により、最低2科目を開講すればよいこと。
- (3) 経過科目の「専門資料論」については、新科目に相当する科目がないことから、未修得の学生がいる場合には、当該者に不利益がないよう平成24年4月1日以降も引き続き開講することについて配慮すること。また、平成24年4月1日以降に全ての科目を

新科目に移行する場合であっても、専門資料論を読み替えできるよう、「図書館情報資源特論」を開講することについて配慮すること。

- (4) 経過科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群2科目とはみなさないこと。
- (5) 司書の講習を受けることができる者の「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業した者に専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十六条第一項に規定する基準を満たすものに限る。）を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであること。

3 博物館法施行規則に関する留意事項

- (1) 博物館実習については、別途送付する「博物館実習ガイドライン」を参考に、実習が真に効果的なものとなるよう、各大学と博物館が連携・協力して実施すること。その際、大学等有する学術標本や研究資料等の資源を、博物館実習等において積極的に活用することに努めること。
- (2) 審査認定の学識及び業績の審査に当たっては、本改正省令施行後は、学芸員としての意欲、態度及び向上心を確認するための面接を実施する予定であること。

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線 2974)
03-6734-2974 (直通)
FAX : 03-6734-3718
E-mail : syakai@mext.go.jp